三　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　平成二十七年十月一日から平成二十八年九月三十日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　平成二十五年一月一日から平成二十八年九月三十日まで

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一)　不当廉売された貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された調査対象貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。ただし、正常価格については、市場経済条件が浸透している事実を確認できない場合には、令第二条第三項の規定に基づき、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。

イ　韓国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

(イ)　供給者

調査当局が知り得た韓国の供給者に対して質問状等を送付したところ、泰光、聖光、三光、和珍、河星、慶南及びSHK Co., Ltd.から調査に協力するとの回答の提出があった。その他の調査当局が知り得た韓国の供給者からは回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。なお、聖光からは和珍の関連企業である旨の回答があり、和珍と経営についての共通性等が認められたことから、不当廉売差額率の算出に当たって同一の事業体とみなすこととした。

(ロ)　正常価格

正常価格の算出に当たり、泰光については、提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状等に対する回答を正常価格の算出に用いることとした。一方、三光、和珍、河星、慶南及びSHK Co., Ltd.については、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供せず又は調査を著しく妨げたと認められることから、知ることができた事実として申請者が申請書において主張する韓国における調査対象貨物の製造原価に販売管理費及び利潤を加えた価格を用いることとした。

(ハ)　輸出価格

輸出価格の算出に当たり、泰光については、提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状等に対する回答等を輸出価格の算出に用いることとした。一方、三光、和珍、河星、慶南及びSHK Co., Ltd.については、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供せず又は調査を著しく妨げたと認められることから、知ることができた事実として申請者が申請書において主張する輸出価格を用いることとした。

(ニ)　不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、泰光を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については四十三・五一パーセントであった。また、三光、和珍（関連企業である聖光を含む。）、河星、慶南、SHK Co., Ltd.、調査当局が知り得た韓国の供給者のうち回答の提出がなかった者及び調査当局が知り得なかった韓国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づいて算出した結果、七十三・五一パーセントであった。

ロ　中国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

(イ)　供給者

調査当局が知り得た中国の供給者に対して質問状等を送付したところ、回答の提出がなかった。

(ロ)　正常価格

正常価格の算出に当たり、調査当局が知り得た中国の供給者から質問状等の回答がなく、市場経済条件が浸透している事実を確認できなかったことから、正常価格の算出のために代替国価格を用いることとした。

(ハ)　輸出価格

輸出価格の算出に当たり、調査当局が知り得た中国の供給者から質問状等の回答がなかったことから、知ることができた事実として利害関係者に対して送付した質問状等の回答の一部を用いることとした。

(ニ)　不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、調査当局が知り得た中国の供給者のうち回答の提出がなかった者及び調査当局が知り得なかった中国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については六十・八四パーセントであった。

ハ　結論

以上から、韓国及び中国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実が推定された。

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

不当廉売された調査対象貨物は、本邦の市場での販売量を増加させた。また、不当廉売された調査対象貨物は、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）との代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内取引価格を著しく下回る価格で輸入された。本邦の産業については、不当廉売された調査対象貨物の輸入の増加の影響を受け、販売量、利潤その他の指標が悪化した。以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと推定された。

五　その他参考となるべき事項

(一)　調査により判明した事実に係る令第十条第二項若しくは第十条の二第二項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ　証拠の提出についての期限　平成二十九年十二月二十八日

ロ　意見の表明についての期限　平成二十九年十二月二十八日

(二)　証拠の提出又は意見の表明の宛先　東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三)　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出又は意見の表明は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

(四)　不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定の基礎となった事実の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。

○厚生労働省告示第三百五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信